

4. 利用料金

(1) 利用料

要介護又は要支援認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されるので自己負担はありません。

※保険料の滞納等により、保険給付金が直接事業者を支払われない場合、1ヶ月につき下記の金額をいただき、当事業所からサービス提供証明を発行いたします。

このサービス提供証明書を後日各市町村の窓口に提出しますと、全額払戻を受けられます。

要介護1・2	10,420円
要介護3～5	13,530円

(2) 交通費

前記2の(1)のサービスを提供する地域にお住まいの方は無料です。それ以外の地域の方は、介護支援専門員がおたずねするための交通費の実費が必要です。

(3) 解約料

利用者のご都合により解約した場合、下記の料金をいただきます。

保険者（市町村）への居宅サービス計画の届出が終了した場合	料金は一切かかりません
------------------------------	-------------

(4) その他

支払方法

料金が発生する場合、月ごとの精算とし、毎月25日までに前月分の請求をいたしますので、10日以内にお支払い下さい。お支払いいただきますと、領収書を発行します。お支払い方法は、銀行振込、現金集金、の2通りの中からご契約の際に選べます。